

納税協会 ニュース

平成30年10月

納税協会 発行

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4
公益財団法人 納税協会連合会
TEL 06-6135-4062 (編集部直通)
FAX 06-6135-4056 (//)



10

October 2018 No.259

納税協会ホームページURL
<https://www.nouzeikyokai.or.jp>

MONTHLY NEWS

公認会計士・税理士 新名貴則

「消費税軽減税率制度の手引き」を公表

● 軽減税率対策の補助金に関する案内も記載 **国税庁**

平成31年(2019年)10月1日から、消費税率(地方消費税含む)が10%へ引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が導入されることになっています。これに向けて、国税庁は軽減税率制度の概要について解説した「消費税軽減税率制度の手引き」を公表しました。

軽減税率の対象となるのは「酒類・外食を除く飲食料品」及び「週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)」とされています。今回の手引きの中では、軽減税率の対象になるか否か悩ましい様々なケースについて、判断の仕方を詳しく解説しています。

また、これらの商品を扱う中小企業・小規模事業者等においては、複数の税率に対応するレジを導入したり、受発注システムを改修したりしなければならぬケースが考えられますが、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金についても、案内を記載しています。

さらに、国税庁のホームページでは、「軽減税率制度に対応した申告書の作成手順(一般用、簡易課税用)」も公表されています。

「中小企業向け所得拡大促進税制ご利用ガイドブック」を公表

● 「継続雇用者」の範囲が変更されています **中小企業庁**

所得拡大促進税制とは、青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たしながら前年度より給与等の支給額を増加させた場合に、その増加額の一定割合を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できる制度です。平成30年度税制改正において所得拡大促進税制が大きく改正されており、改正後の制度は、平成30年4月1日から平成33年(2021年)3月31日までの間に開始される事業年度について適用されます。

中小企業庁は、改正後の制度内容や適用要件について、図表を用いて解説したガイドブックを公表しました。この中で、これまで実務において大きな負担になっていた「継続雇用者」の範囲について、改正により変更されていることについても解説されています。

改正前										改正後									
適用年度及びその前事業年度等において給与等の支給を受けた国内雇用者										適用年度とその前事業年度等の 全ての月分 の給与等の支給を受けた国内雇用者									

※ 雇用保険に関する要件は省略しています。

したがって、次のように給与の支払を受けた者は、改正前であれば継続雇用者となり、制度が適用できるかどうかの判定に必要でしたが、改正後は考慮する必要がなくなりました。

前事業年度										適用事業年度													
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
給与	給与	給与	給与	給与	給与	給与	給与	給与	給与	給与	給与	給与	給与	給与	給与	給与	給与	給与	給与	給与	給与	給与	給与

大企業については、経済産業省から「**大企業向け** 平成30年度創設 賃上げ・生産性向上のための税制 ご利用ガイドブック」が公表されています。

「平成29年度の租税滞納状況を公表

● 滞納発生割合は1.0% **国税庁**

国税庁は、平成29年度の所得税(源泉所得税及び申告所得税)、法人税、相続税、消費税(地方消費税は除く)等の租税の滞納状況を公表しました。平成29年度の滞納額(平成30年度への繰越額)は、前年度から4.9%減少した8,531億円となっています。滞納額は平成11年度から19年連続して減少しており、ピークであった平成10年度(2兆8,149億円)の30.3%にまで減少しています。

また、滞納発生割合(徴収決定済額(60兆8,203億円)に対する新規発生滞納額(6,155億円)の割合)は1.0%であり、国税庁が発足してから最も低くなっています。

	所得税	法人税	相続税	消費税	その他税目	合計
平成29年度末次期繰越滞納額	3,848億円	913億円	708億円	3,028億円	34億円	8,531億円

※ 滞納とは、納期限までに納税がなされず、督促状が発付されたものを指します。

今後の税制をめぐる政府等の動き

各省庁の平成31年度税制改正要望が出揃いました。経済産業省からは「個人事業者の事業承継時の負担軽減措置の創設」、「研究開発税制の延長・拡充」、「新設法人への繰越欠損金制度の拡充」、「中小企業者等の法人税率の特例の延長」、「中小企業投資促進税制の延長」などの要望が挙げられています。

また、金融庁からは「NISA制度の恒久化」、「生命保険料控除制度の拡充」、文部科学省からは「教育資金一括贈与の非課税措置の恒久化」などの要望が挙げられています。